

ベストセラー『現代化の陥穽』の著者に聞く

二十年の改革開放が大きな成果を挙げたことは否定できない。だがその改革が今や大きな難関にぶつかっていることも事実である。国有資産の流失、貧富の格差の増大、秘密結社の復活、汚職や密輸の激増……。

市場経済の体制のなかで公正と正義が実現できない理由は何？
数年にわたる地道な社会調査で得た膨大なデータをもとに、
何女史はこれまで経済学や社会学が問題にすることのなかった転型期中国の真相に迫る。

何 清 漣

〈深圳法制報〉主任記者
〈愛知大学現代中国学部教授〉

× 緒 形 康

〈愛知大学現代中国学部教授〉

香港版と大陸版の出版の経緯

緒形 「現代化の陥穽」がたいへんな売れ行きですね。日本では、三月に出版された『交鋒』に関しては、新聞誌上でも報道もなされ中国研究者も注目している

のですが、あなたの書物の出版部数がその『交鋒』を大きく上回っていることは、それほど知られていません。今日、対談をお願いした理由も、日本の読者にあなたとあなたの書物のことを詳しく伝えたいと思ったからです。今年の一月の出版以来、各紙での書評の方も引きも切らずという状態ですね。

何 まだ書評として取り上げないのは

「人民日報」と「光明日報」だけです(笑)。
緒形 党中央の直属機関は中国の腐敗の実態を直視したくないということでしょうか(笑)。

何 党中央や政府の人々と個別に話をすれば、みんな読んでいて、よくぞ書いたと褒めてくれるのです(笑)。それに今回、北京に来て初めて分かったのですが、首都での本書への反応は、私のいる南方よ

りはるかにいいですね。党中央の機関誌は黙殺していますが、中共中央党校は反腐敗教育のテキストに私のこの書物を採用することを決めただけです。

緒形 これだけ厳しい内部告発の書物を出版するには、たいへんなご苦労があったのでしょね。

何 香港で出版しても、読者の層が限られていることは初めから分かっています。最初は、大陸の九つの出版社にこの書物の原稿を送って出版を打診したのです。しかし、どの出版社もオーケーを出さなかった。一年以上放っておかれた時点で見切りをつけて、原稿を香港の明鏡出版社に送ったのです。それが一九九七年九月に香港で出版された『中国の陥穽』です。これと、大陸で今年一月に出版した『現代化の陥穽——当代中国の経済社会問題』とは、香港と大陸の諸事情からくる内容の異同が多少あります。その点については、話のなかで触れることがあるかと思えます。

戊戌変法と現代

緒形 何さんは、かつて中国の人口問題に関する書物を上梓されて、論壇の注目をあびました。今回の書物と並んで、経済社会問題を専門になさっていると考えてよいでしょうが、最近『読者』（一九九八年第七期）に「一人の経済学者の眼に映じた戊戌変法」という文章を書かれています。そこでは、現代の経済社会問題と百年前の政治改革運動の密接な関係について、重大な問題提起がなされている。あの文章の趣旨を踏まえ、戊戌変法の改革の現代的意義を考えることから、この対談を始めたいと思うのですが。

何 戊戌変法百周年の記念は、中国知識界にとつてきわめて意義深いものです。なぜなら、それは中国の歴史における初めての政治体制改革だったからです。しかし、君主専制から君主立憲への改革の失敗については、今にいたるまで十分な

認識がなされてきたとは言えません。世界の多くの国家では、現代化にあたって上層の資源が途切れることはなかったのに、中国では戊戌変法の失敗によって上層資源が中断し、暴力革命という道を歩まざるをえなかった。それが一八九八年から現在にいたるまでの歴史、特に二十世紀初頭に発生した出来事を大きく規定することになったのです。ここで、より広い角度から戊戌変法を語れば、この政治体制改革は以下の六つの問題に直面していました。すなわち、

- ① 列強侵略
 - ② 人口過剰
 - ③ 教育問題
 - ④ 農業の限界効用の下降（経済学のタムでは農業の内向化）
 - ⑤ 社会の不正
 - ⑥ 政府の腐敗
- 以上の六つです。

清朝政府、国民党政府、共産党政府の三つの政権は、①の列強侵略の問題を解決し、外国勢力を追い払いはしましたが、他の五つの問題を一つたりとも解決でき

ず、より複雑な様相でそれらが表れるに任せたのです。残念ながら、最初の政治体制改革である戊戌変法の指導者たちも、その点の認識は十分ではありませんでした。

緒形 一八九八年の改革では、列強侵略と教育問題を除いて他の四つの課題は全く提起されておりませんね。

何 そうです。彼らは「変法自強」を提唱しましたが、社会の貧窮化が人口問題と関連していることを見抜けなかった。

そうした彼らの認識上の欠陥は、中国の伝統的な学説、例えば儒家の学説のなかに社会を解釈する分析道具がほとんどなく、ヨーロッパからそれを学習するしかなかったという事情から生まれのだと考えます。列強の侵略をはねかえし国家の富強を達成することに全力を傾けたのですが、今から見れば、彼らが直面していた問題はそれよりはるかに大きく複雑だったのです。

緒形 戊戌変法において康梁（康有為、梁啓超）派自体が積極的な役割を果たすことには自ずから限界があったと言え



..... 何 清蓮 [He Qinglian]

『現代化の陥穽』の長い後記で何女士は、中国人の倫理意識の回復のために、今こそ知識人が「人文精神」を支柱に積極的な役割を果たさねばならないと主張している。この述懐にも明らかなように、彼女は1994年の「人文精神」論争において中心的な役割を果たした朱学勤、許紀霖などの思想サークルに属する。彼女は『人口』で論壇デビュー。それは80年代後期の「文化フィーバー」現象を作りあげた『走向未来叢書』の一冊として出版された。以来、『中国現代化史』と『關鍵的時刻』という二つの書物の共同執筆に参加するなかで、彼女は中国の現代化の過去と現在を総合的に把握する方法を模索し続けた。その結晶が『現代化の陥穽』に他ならない。

のでしよう。

現代化における所有権の問題

ここで、現代の問題に戻りたいのですが。あなたの「現代化の陥穽」には、現代化の過程で中国資本の原始蓄積が進んだことや、土地の使用権売買が認可されて以後に国有資産が大量に流出したといった深刻な事態が紹介されています。あなたの言葉を使えば、これらは「自発的な私有化の過程」という流れです。ところで、最近の十五回党大会で「姓公姓私」論争（改革開放が公有制と私有制のいずれを中心とすべきか）に決着がつけられ、個人企業や私営企業も公有制の不可欠の重要な構成要素であると言われるようになった。「自発的な私有化の過程」と並んで、私有制自体が現代中国でしだいに市民権を獲得しつつあるわけですが、こうした流れは、西側諸国のような私有制を中国に生み出すことにつながるでしょ

うか。

何 現代の経済改革を、戊戌変法以来の百年の現代化の流れと結びつけて見るなら、改革開放の二十年とは社会変動の発動であり、そうした社会変動は歴史的に見て次の三つの側面から分析する必要があります。と思います。すなわち、

- ①政治制度の変遷
 - ②イデオロギーの創造
 - ③財産所有権の帰属
- の三つです。

あなたが今出されたのはこの第三の側面ですが、改革開放の二十年間で達成されたのは、私の見方では、財産所有権の有する内容の半分にすぎない。なぜなら、なるほど今や多くの人々が財産権を持つにいたりましたが、憲法には依然として「私有財産の神聖不可侵権」が明記されていないからです。そのため、きわめて多くの資産が海外に流出している。資本の海外流出にはもちろん、汚職による不明朗な資産内容とか、中国政府に対する信用度の低さとかの要因が考えられます。しかし、合法的な手続きによる資産

獲得という私有財産不可侵の原則が法律に明記されていないことが、その最も大きな原因と言えるのです。

土地にせよ財産にせよ、中国はこれまで私有化を否定したことはありません。社会主義の理念は「全民所有」という名の私有制なのです。そして、十五回大会は最も論議を呼ぶこのテーマをうまく回避するかたちで、そうした私有化に理論的根拠を与えはした。十五回大会に言う公有制の多様な形式とは、例えば国有資産の転売、譲渡や株式合作化を奨励しながら国有企業を非国有化する試みを通じて実現されるものです。そうした改造によって、伝統的な意味における国有企業はもはや存在しなくなるでしょう。だが、今や新しい問題が出現しているのです。

十五回大会以前には、赤字は国有企業の専売特許で、国有企業さえ売却すれば情況は変わると多くの人々が思っていました。だが、今年になってきわめて危険な徴候が現れている。国有企業の赤字がすでに三資企業や私営企業に波及し始め

たのです。私営企業は市場経済を支える中心的存在ですから、その赤字化が中国の今後の経済に与える影響は計り知れませんが、それは今年になって初めて現れた傾向でしょうか。

何 去年すでにその徴候はありました。赤字額はそれほど大きくなかった。今年の第一期と第二期に発生した赤字は深刻です。所有制を改革すれば全ての問題が一刀両断的に解決できると考える人は今やいなくなりました。中国の経済界は、すでに所有権を越える理論を模索し始めています。私営企業の赤字は、産業構造の配置の不合理という中国の経済全体の状況と密接に連動している。

より深層の要因としては、産業構造の配置において、あまりにも多くの行政命令と行政関与が存在することが挙げられます。地方の産業構造についても同様です。一例を挙げれば、去年、テレビ価格が大幅に下落しました。中国国内のテレビ供給台数が多すぎたためです。日本を始め外国の電子商品がかなりの市場シエ

アを占める以上、中国のテレビ生産市場における占有率には自ずから限度があります。そのため、ついに殺人的な競争が生まれ、二流、三流のテレビ生産工場が倒産したのですが、これは資源の浪費以外の何者でもない。小型自動車も全国いたる地域で発展していますが、そんなにたくさんの自動車が必要はならず、まして日本のホンダやドイツのベンツなど強大な外国の競争相手がいるのですから、テレビ市場のような状況に近い将来に起こる可能性は否定できない。

もはや「公有制を主とするか」「私有制を主とするか」といったことで問題が解決できる時代は過ぎ去りました。

政治資本による経済の配置権と分配権の独占——社会的不平等の根源

緒形 十五回大会で私有権あるいは所有権といった概念は成立したが、その中身をむしろもっと充実させる必要があると考えられるわけですか。



何 そうではなくて、私有制が法律面で保障や確認を得ていないということですよ。

緒形 中国の法律学者、特にアメリカ帰りの学者が最近、次のような議論を展開しています。中国で社会的に不正が生まれるのは、民衆に「機会の平等」が与えられていないからである。権力を持つ人間は金儲けの機会を持つが、一般の庶民にはその機会が初めから閉ざされている。競争のスタート時点ですでに不平等がある。こうした機会の平等を実現して始めて所有権の問題を議論できる、と言うのです。所有権の問題を自由権や平等権と結び付けようという議論ですが、どうお考えですか。

何 改革開放の二十年のなかで、中国の学界は政治資本、経済資本、文化資本の相互作用について分析を深めてきました。実際、中国のほとんどの経済資本は政治資本の助けを借りて初めて成立可能です。中国の経済改革が農村で成功しながら都市でうまくいかない理由もここにあります。

農村の改革のなかで農地を農民一人ひとりに分配するさい、かつての人民公社の大隊長には良い田が配分され、普通の農民には悪い田が配分されるといった機会の不平等はあることはありましたが、全体としてみれば、農村改革ではかなり平等な分配が実現できました。大隊長が全部の田地を占有して農民を蹴散らし、彼らに全く田地を与えなかつたら、中国の農村改革は成功するはずがなかつた。

しかし、改革が都市に拡大すると事態はもっと複雑で困難になります。その実態は「中国の陥穽」で特に力を込めて描写しました。改革が一目目から多項目の改革となり、株式制や請負制を実行するにいたる過程で、実際には請負制の段階からすでにそうなのですが、国有資産の流出という扉が開かれることになったのです。それはあたかも調理人が勝手に大釜の飯を分けて、あの手この手のやり方で自分の鍋に詰め込むようなものでした。

緒形 そうした資源分配のさいに生じる

政治資本の干渉や、そこから生まれる不平等は、法律学者の指摘する状況と重なるものがありますね。

何 そうです。私は改革開放の二十年について批判、それもかなり根本的な批判をしてきました。改革開放の最大の誤りは、政府が企業に取って代わったこと、公共サービスを社会に提供するのが政府の仕事なのだと思う、政府が自らを一つの企業と思いついてしまったことだと思います。

人事組織部門は人的な資源の配置権、金融部門は金融資源の配置権、国土部門は土地資源の配置権をそれぞれ独占し、そうして独占した資源は自分たちが社会に向けて売り出す商品なのだと考えているのです。そして、彼らの事務室の公務員を自分の顧客だと思いついて、自分が服務すべき対象とは夢にも考えない。この結果、封建制度の残余である「賄賂請求」の習慣がつけられる。自分の事務所の人々に対して、俺に見返りをくれた者にだけ仕事をやるという態度で臨む。下級の役人はその事務室以外のところでこうした独

占的な資源を購買できず、文書のうえでの仕事をするだけでは、そうした資源を得られるはずがないので、別のやり方で他人と競争しなければならぬ。その結果、「超経済的な利潤」を得る活動をしたり、政府の構成員に賄賂を贈ったりする。これでは汚職や腐敗は必至であり、平等など実現しようがありません。例えば、あなたが国土局の局長か、土地の審査許可権を掌握する科長であるなら、私はどうやってあなたと平等に土地を手に入れて金儲けをする競争ができるでしょう。

緒形 法律によって、そうした「超経済的な利潤」を得る活動や贈賄行為を取り締まることができない仕組みになっている。

何 今、中国では十八日に一つの割合で新しい法律が作られています（笑）。しかし、そんな法律は何の役にも立たない。それが人々を拘束する力を欠いているからです。地方政府の各級部署も全てそうした法律を凌駕する権力を持っている。企業の総マネージャーや工場長は下級の

人々に対して、こう言います。私は法律を代表している。政府が制定した法律は全部、自分のところにある。その法律のどこにも汚職や腐敗をしてよいという規定はない。しかし、彼の会計はこつそりと二重帳簿を作っているのです。これらは全て中国の政治体制によってもたらされたもので、戊戌変法以来、私たちはそれを打ち破ろうとしてきたのですが、どんなに立派な法律も、中国に入った途端に全く別のものになります。法律は体制を打破できない。

現代中国における体制と法律

緒形 私たち日本における「体制」とはつまり「法律」を意味するのですが、それが違うということですね。

何 それが発展途上国の全てが直面している問題に他なりません。法律至上という観念、つまり最高指導者たりとも法律の拘束を受けねばならないという観念が

中国にはない。一級の長官はみな法律を凌駕でき、随意に法律を解釈できる。県長か県長に關係する人を告訴しようと思えば、それより一級上の省で告訴し、それをさらに上の権威が解決するのです。法律が絶えず公布されているのに、私たちの国家を誰も法治国家と呼ばないわけはここにありません。

発展途上国と先進国の直面している問題は同じではない。先進国では法律の公布自体がとても難しい。国会や議会で非常に長い討論を経て、少なくとも何年かの審議を経て公布されるが、一旦公布されると、それは厳格に執行される。女王であろうと首相であろうと、その法律に従わねばならない。中国はそうではない。ですから、今後さらに根本的な政治体制改革を行わなければ、先に述べた社会変動の三つの側面の全てにわたって、私たちはその成果の半分しか達成できないことになるでしょう。経済発展の後に政治体制を革新し、古い文化観念を改めなければ、さらなる社会変動に適應することはできない。

私の書物の国内版では削除しました
が、海外版では次のように指摘したこと
をはっきり記憶しています。つまり、中
国のあらゆる問題は経済領域で起ころ
が、その問題の根源はかえって非経済領
域にあるという下りです。私の書物の結
論は、汚職や腐敗に反対する運動を流血
の革命としないためにも、経済領域以外
の場面で改革を進めねばならないとい
うものです。政治体制改革がその最初の課
題であることは言うまでもありません。

ですから、現在の問題は公有制か私有制
かという二者択一の問題ではありませ
ん。社会のなかでどうやって公正を実現
すればよいかという問題でなければなら
ないのです。

私たちが強調するのは、若い法律学者
の指摘の通り機会均等の実現です。いま
権力を持つ人々は金持ちになる競争でト
ラックの二周先を走っている。競争に勝
ったも同然で、一般民衆をスタートライ
ンの外に立たせたままです。権力を利用
して自分たちだけ金持ちになるレースを
始めて、何千キロも何千キロも先を走っ

ている。そして振り返ると、民衆の方は
ようやくスタートしようとしているとい
うわけです。資源はすでにほとんど分割
され尽くして、今や国有企業を含めて資
源そのものが危機に瀕している。

国有資本には元来、民衆の二種類の積
立金が含まれていた。住宅費と年金です。
これまでの私たちの給料には、住宅費も
年金も医療保健もなく、それらは全て国
有財産として、定年後に支給されること
になっていた。ところが国有資産が流出
して、それらの積立金も雲散霧消したの
です。これは民衆に対する歴史的な借財
であり、将来どうやってこれら資産を再
支給するのか今もって全く目処はたつて
いません。今や民衆は金持ちになる道か
ら排斥されたばかりでなく、本来手に入
るはずだった資産さえ失ってしまった。
これこそ、まずもって解決しなければな
らない不公正の問題で、その解決に失敗
すれば、将来に禍根を残すことになるで
しょう。

現代化と反西洋の発展モデル

緒形 戊戌変法において、政治体制改革
のモデルは明治維新の日本、あるいは日
本文献で知り得た西洋モデルでした。
その意味で、一八九八年の改革は西洋型
の現代化を目指したものだと言つてよ
い。だが注目すべきなのは、この改革が
同時に、例えば康有為の『大同書』のよ
うな、西洋の原理をも相対化するユート
ピア社会の構想に支えられていたこと
です。つまり、一八九八年の現代化は全
面的西洋化だけではなく、反西洋の社会理
念によつても推進されていたことにな
る。現代化の運動が西洋モデルのみなら
ず反西洋モデルによつても支えられると
いう、この二重構造は、毛沢東思想も含
めた二十世紀の中国政治思想の基本的な
特徴を形作つたと言えます。改革開放の
二十年も、よく見れば全く同じ性格を持
っている。つまりそれは、一八九八年の

改革と同じく、欧米や日本の近代化を非常に意識しながら、同時に中国の特色を持った社会主義というスローガンを掲げること、欧米や日本を相対化する観点を強調してきました。

そうした改革開放の現代化の特徴を要約した一つに、「新集体主義」という考え方があります。それは郷鎮企業の高成長の成果を理論化した概念で、若い社会学者が提唱したものです。彼らはこの概念を用いて、郷鎮企業が生み出した新しい社会統合の原理は、旧来の中国農村の伝統を生かしながら、そこに欧米の近代化の経験を加味したもの、つまり伝統と現代の二項対立を超越した新しい社会原理なのだと主張しています。

ところが、あなたの書物には、郷鎮企業の結果について手放しで喜べない重大な事実が指摘されています。それは農村における伝統的な社会組織の急速な復活に他ならない。市場経済による農村の改造が、「伝統的な宗族組織や「黒社会」(やくざ社会)の復活をもたらし、例えばやくざ社会が正規の地方政府と結託す

るといったかたちで、農村の新たな差別構造というか搾取構造を作りだしていることを、これほど詳細かつ客観的に語った書物はありませんでした。

現代農村の実態をよく知るあなたから見て、現代中国の農村における伝統と現代の二重構造はどのような様相を呈しておりますか。

現代中国の農村で何が起こっているか——直接選挙の畷

何 中国は農業国ですから、その発展レベルは農村の発展レベルの制約を受けざるを得ない。農村の発展レベルの遅れは中国の現代化の足を引っ張るでしょう。

確かに、改革開放の二十年における農村改革は最も成功した例の一つだとは言えます。「中国の陥穽」でも紹介した「蘇南モデル」、それから社会コントロールの多元化や様々な地方モデルの誕生などが成功の諸側面です。けれども、各地域の主要な変化のなかで決定的な位置を占

めるのはこれらの過程ではなく、書物にも書いた通り、宗族勢力の復活と農村の「非組織化」なのです。

中でも最も重大な問題を提供したのは、北京・天津地区の大邱荘の禹作敏^⑤でした。彼の農村行政が高度に組織された現代化の見本だと理論家は言ったものですが、後に明らかになった犯罪を見て分かるように、彼は大邱荘を自分の王国に変え、省から派遣された行政責任者でありながら、大邱荘で法律に基づかず独自の行政を行ってきたのです。ですから、農村問題は「新集体主義」者の述べるように単純なものではなく、きわめて複雑です。

深圳の農村問題は珠江三角洲のそれと同じではなく、長江三角洲の問題も珠江三角洲のそれとは異なるといった具合です。つまり、農村問題は無限に多様な生態を現出していますから、その綿密な実地調査によって共通性を探し出すことが必要で、「新集体主義」者のように机に座って新聞や政府工作报告を見ながら理論モデルを導き出せるものではない。そ

うした調査を踏まえない學術傾向には、私は長らく反感を感じていました。農村研究は地域に分けた研究が必要です。

緒形 中国の農村はすでにその基層組織において村長の直接選挙を始めています。また最近、国務院は「糧食收購条例」(糧食調達条例、九八年六月六日公布)を公布して、農村における糧食流通体制の抜本的な改革に着手し始めました。こうした流れは、宗族や黒社会の復活による農村の「非組織化」に対して有効な処方箋を提出することができるとは思いません。

何 「糧食收購条例」については公布されたばかりで、これが農村の社会構造にどういった影響を与えるかの帰趨はまだ明らかとはなっていません。ただ、こうした条例が出されること自体、宗族や黒社会などが糧食流通において中間搾取を行っている証拠であり、農村改革が決して成功してはいないことを証明するものです。

基層組織の選挙についても、それが真に農村社会の民主化をもたらすかどうか

の判断は慎重でなければならぬと私は思います。確かに基層選挙が始まってから、一部の農民はかなりうまくこの新制度を利用して、自分たちの村長を選出しています。しかし依然として政府のコントロール下にある地域もあります。

これは私自身が深圳のある農村で実際にぶつかった事例ですが、選挙において政府の工作隊が派遣され、農民たちに自主的な選挙をさせず、黒社会をバックに持つ若者が武器を持って会場を取り囲み、何人かの候補者以外には投票させないことがあった。こうして見ると、農村選挙はまだ未知の経験であって、そのはつきりした帰結を見るまでにはいたっていないことが分かります。まだまだ実験段階の具体的経過を見てゆかなければならない。私が今挙げた例から、直接選挙を自分たちの利益に利用する人々がいることがはつきりします。

深圳の農村での選挙は、政府の操作よりもたちが悪い。今の政府には問題があっても、黒社会とは全く関係がありません。黒社会の行政は政府以上に法律を軽

視するものです。ですから私が言いたいのは、農村問題を論ずるにあたっては表面的な事柄だけに眼を奪われてはいけないうことです。私は農村問題の専門家ではありませんが、深圳市の農村で四年にわたって調査を続け、政府や学者の議論とは違った多くの側面を見てきました。

政府と学者を比較すれば、政府の感覚の方がより正確です。彼らは毎年、下級で工作しなければならず、下級の工作報告をチェックしているからです。それに対して学者の感覚は根拠のないきれいごとが多い。私は思うのですが、形而上学を専門とする学者は別として、社会学、政治学、経済学の三科学は経験科学であるべきものです。だが現在、中国のこの三科学は社会の現実を最も無視しており、これらの学問に従事する人々の現代中国に対する評価は、しばしば現実を遊離していると思います。

公共空間の創設と現代化

緒形 戊戌変法が切り開いた重要な成果として、国家や宗族といった旧来の社会組織に対して、人々の自発的な意思に基づき共同体が政治を動かすアクターとして登場してきたことが挙げられます。新中国ができてから最初の三十年は、共産党の集権化が徹底して、むしろそうした自生的な共同体は後退したのですが、改革開放とともに再び国家や家族に対抗する組織が生まれつつある。

こうした趨勢を受けて、九〇年代になって、まずアメリカの中国学者を中心に、中国における「市民社会」の可能性について議論が始まり、その論争は香港の学術誌『社会科学季刊』に引き継がれて、中国大陸の知識人の多くもこの議論に参加しました。ところで、こうした戊戌変法以来の公共空間の発展というテーマについても、あなたの『現代化の陥穽』は

たいへん懐疑的な見方を展開していますね。

何 マックス・ウェーバーやユルゲン・ハバーマスが言うような意味での「中産階級」「市民社会」が中国に誕生したという考えは、私に言わせれば、学術界における「バブル」現象に過ぎず、全く事実ではない。一九四九年以後の事態については、あなたのおっしゃる通りで、中央政府の強権が村級の組織まで貫徹した。個人の自由な空間などはなく、中間階層が完全に欠如した状態だった。今や、そうした政府の強権が退き、西欧の「市民社会」に類した公共空間が出現しているように見えます。

しかし、いまむしろ問題となっているのは、同業者協会とかその他の協会といった新しい公共空間がいわば「二つの顔」を持つていることです。これら協会のトップは、企業代表として政府に入ると同時に、企業のなかでは政府代表として行動していることが問題なのです。これらの協会と、西欧における「市民社会」との距離は余りにも大きい。

現代中国にメディア権力は成立するか

緒形 今のお話は、企業や大衆団体に党支部が入りこんでいるため、国家、党、社会が相互に入れ子型の構造を持っている現代中国の組織の実態だと思えます。それを承知の上で言うのですが、例えば、中国のメディアの最近の目ざましい発展などは、新しい公共空間を切り開く可能性を持っているのではないのでしょうか。中央や省の党宣伝部の直接の管轄下でありながら、現代中国のさまざまな腐敗や差別の構造を告発するメディア権力としての役割を、中央電視台の『焦点訪談』や『南方日報』報業集団主編の『南方周末』などが、かなり効果的に果たしつつあると思うのですが。

何 おっしゃる通り、『焦点訪談』と『南方周末』は現在、きわめて大きな世論喚起力を持っています。この二つのメディアは、われわれ中国が確かに世界に誇っ

てよいものです。ただ『焦点訪談』の告発する対象の多くは基層政権の腐敗です。もう少し上級の腐敗問題については、彼らはそれに触れようもしないし、実際に触れようがないのです。『焦点訪談』は、ある村の村長、鎮長とかやぐざ社会のボスの悪行、県全体の汚職事件を暴いたことはありますが、もっと深刻な上層部の腐敗を暴いたことはない。社会の暗黒部分に関与する度合いが大きく制限されているからです。『南方周末』も、ある報道をするのに、実に多くの批評と検討を経なければならぬ。

しかし、われわれ国家の方も前向きな改革を行おうとしていることを忘れても片手落ちになります。汚職腐敗の事件については、起訴されてから審理が終了するまでは、それに関する報道が、今までは法律で禁止されてきました。政府の判決が下りて始めて、その判決に基づいた報道ができるだけだった。だが今年になって、この態勢が大きく改善されたのです。起訴立案の日からの報道が可能になったのです。もともと、報道の過程に

おいて実に多くの制約を受けることに変わりはありません。中国のメディアはあなた方のメディアとは、その職能からして別のものです。

緒形 中国のメディアは体制の外に出ることがそもそも不可能です。だが、そうした体制内部におけるメディアの地道な改革は、やはり評価すべきものでしょう。何 そうですね。今年のベストセラーである『交鋒』にせよ、私の『現代化の陥穽』にせよ、こうした書物が出版できること自体、世論の環境がずいぶん自由になった証拠です。こうした書物を書いたために反革命の罪を被る人はいなくなりました。これは改革開放以来の一大進歩だと思います。

しかし、私個人の感想では、腐敗問題がこれだけ蔓延したのは、世論の監督作用が有効に機能していないからです。世論がその本来の機能を發揮していたなら、メディアの記者はそれに後押しされて、民衆が暴いてほしい問題をあくまで追跡し、取材し、記事にできるでしょう。

われわれの現在の反汚職・反腐敗運動は世論の監督とは別のレベルで進められています。中共中央紀律検査委員会や各級政府の反汚職局が逮捕に乗り出して初めて腐敗の実態を審査できるのですが、困ったことに、これらの機関には犯罪を未然に防ぐ能力がないのです。現在のメディアによる反汚職・反腐敗キャンペーンもやはり事後宣伝の機能しか持たず、事件が起こる前や事件の起こりつつある情況下で監督するという機能を欠いているのです。中国はこの点をさらに改革せねばなりません。

緒形 日本も含めて海外の中国専門家は、一党独裁の解体以外に中国の民主化の道はないと常に言うのですが、中国共産党の支配が続くなかで改革を進めるとすれば、メディアがいま少しづつ押し進めているような改革の方向が、最も有効な突破口の一つにならねばならない。何 ただ、そうした体制内改革の限界は、分かりやすく言えば、「自分の上には刀を振るわれない」「外科の医者でも自分は手術できない」という言葉に象徴されま

す。腐敗がますますひどくなったため、今年になって中央は反腐敗の対象を次の二つの領域に絞り込みました。一つは司法の領域、もう一つは軍隊の領域です。なぜ、司法と軍隊なのか。軍隊と司法機関は国家が独裁を維持する中心的な道具であるにもかかわらず、これら国家の中樞機関の腐敗が現代中国の諸悪の根源であるからです。

では、国家の中樞機関が最も腐敗する理由はなにか。これもハッキリしていて「同体監督」、自分が自分を監督する限り真の腐敗摘発などできようがないからです。これらの事実を踏まえれば、今後の政治体制改革の方向が見えてくるでしょう。

社会による監督を強化することが、まず一つ。次に、世論以外に社会の圧力団体による監督を育成し強化すること。さらに、中国の現在の一党独裁の条件の下で、党内民主を実現するために、党内で異なる意見の存在を許容することです。現在の体制の下では、これが精一杯のところでしょう。

中国共産党の体制と自民党モデル

緒形 一党独裁についてですが、私は現在の共産党は決して一枚岩の強固な独裁体制のものにはなく、幾つかの政治集団の連合体であると考えた方が適切ではないかと、前々から思っているのですが。

何 あなたの国の自民党みたいな？

緒形 そうです。今の共産党には、異なる意見表明の可能性がかなりあると思います。党内の各政治集団のあいだには論争が絶えない。そうした論争を通じて徐々に政治的自由の空間が拡大されている。

何 そうした自民党モデルは、中国も今後、大いに参照すべきもので、現代中国の政治に適用可能でしょう。一九九三年までの自民党の体制は一党独裁といながら、幾つかの派閥連合を通じて、党内の競争や監督が可能だった。最近の橋本内閣の下野もそうですが、世論とともに

党内の反対派が首相を辞職に追い込める。それらが政治腐敗の浄化を促進している。これらが存在しないところでは、法律をいくら制定しても無意味なのです。

軍隊のビジネス禁止

緒形 司法と軍隊という二つの政府機関の腐敗が最も激しいということですが、軍隊について言えば、軍隊内部にも、例えば海軍・空軍・陸軍間の対立とか、大軍区相互の矛盾が存在するはずで、そうした要因が軍隊の民主化を促進するということはあるのですか。

何 軍隊内部の組織や構造について詳しくないので、今の質問に直接お答えすることはできないのですが、世界の軍隊のなかで軍人に企業経営を容認しているのは、中国とアルゼンチンの二国家だけだということ指摘しておいて良いと思います。アルゼンチンも決して治安の良い

国家とは言えない。社会動乱がたびたび発生し、人々は幸福な生活をおくれない。軍人が企業を経営することが、実に多くの弊害を与えているのです。

軍人の企業経営を通じた密輸活動の取り締まりについては、その効果をもう少し観察する必要がありますが、中国共産党自体が今やこの問題に注意を向け始めたことは画期的です。軍隊の改革を初め、共産党の政治改革全体について言えることですが、政治改革は理念や原則に基づいて解決すべきであると同時に、各政治家の利益のバランスを考慮しながら行うべきもので、各政治グループの利益の均衡を定めることのなかに、政治の本質が存在するのだと思います。

都市における自由人、 「文化個体戸」

緒形 さきほど、村民委員会の直接選挙を始めとする農村の民主改革について、問題点を指摘されましたが、都市の民主

改革については、いかがでしょう。農村の村民委員会に相当する居民委員会の直接選挙などの民主改革を通じて、ハバーマスなどが言うような公共空間の創設が可能なのでしょうか。

何 すでに述べましたように、現代中国の中間組織は「二つの顔」を持っています。国家の顔と社会の顔です。二つの顔が完全に区別できないことが問題なのです。私たちは深圳市で住宅改革に着手しています。住宅を購入した人々は不動産を管理する原則に基づいて、住宅管理会社を自主的に選挙して、住宅のある居住地域を管理することができるとは思いますが、私たちがそうした選挙を行う権力を有していない。まず、私たちが住宅管理会社に不満をもち、住宅管理会社と絶えず衝突しているにもかかわらず、選挙を通じてそれらの管理会社を追い出すことができない。別の管理会社をお願いしても、同じようなことが起こり、とうとうどうにも解決の方法がなくなりました。未だに解決のメドはたっていない

せん。日本や香港では想像もできないことです。

緒形 若い人気歌手や俳優たちが、例えば私たちが今対談しているこのオリンピック村の「ローマ花園」などを購入して優雅な生活を送り、新貴族と呼ばれている。彼らは仕事に応じて関連会社と自由契約を結ぶことで、固定した「単位」に日常を縛られるあり方を乗り越えようとしています。これら「文化個体戸」が真の意味での「個人主義」を生み出すことができるでしょうか。

何 彼ら「文化個体戸」もやはり、私たちが深圳市で目指したような物権管理の自由までは獲得できていません。住宅を建てる。住宅管理会社ができ、その管理会社による受託を認める。だが後に、管理会社とのトラブルが発生した。そのとき採りうる真に有効な方法はただ一つです。新聞メディアの助けを借りて、彼らを批判し、彼らの上級機関が彼らに対してサービスの改善を要求することが、それです。しかし、これにもたいへんな困難が伴います。「文化個体戸」について

言えば、彼らは旧来の「単位」からは脱出しましたが、依然として「個体労働者協会」とか「私営企業協会」に所属している。そして、これらの協会が、私が先ほど述べたような一つの顔を持っている。

現代中国の自由な公共空間の代表として、これら協会は「文化個体戸」の利益を代表し、彼らに代わって地方政府の工商局などと交渉すべきなのです。中間組織として、自ら表に立つてさまざまな問題を処理すべきなのです。

ところが現実には、国家権力を代表する工商局と、個人である「文化個体戸」のあいだには、民衆にサービスを提供すべきいかなる中間組織もないのです。

ただ一つ、現代中国でかろうじて「公共空間」の名に値するのは先程から議論しているメディアですが、現代中国のメディアのコミュニケーション能力には限界があり、そのカバーする領域も限られています。私も新聞社に勤めています。武装警察に殴られたといった投書は、どうにも処理しようがない。もし武装警察

の殴打事件を記事にすれば、武装警察が私をつかまえる代わりに、武装警察の上級か、さらにその上級機関が私をつかまえてくるでしょう。

緒形 海外のメディアが「文化個体戸」の発展する可能性について楽観的な報道をしています。そうした可能性はどちらかといえば小さいということですね。

市民的権利とは

「市民」と「公民」

何 海外のメディア、あるいは海外の中国学者と話をするたびに、私はこう言っています。あなた方は中国の現実問題に關する経験が不足している。経験がないのにとくさんの理論を駆使するものだから、私に言わせれば、あなた方の描く中国は、私たちが現実にも暮らしている中国ではなく、あなたの方の頭の中にしか存在しない中国になってしまふのだ、と。「中国農村社会の再建」という外国の研究者の文章を読んだ後に読後感を聞かれ

たことがあるのですが、そのときにも、これはこの研究者の概念の虚構がつくり出した中国であると応えたものです。私たちは現在たしかに「北京市民遵守規則」とか「深圳市民文明公約」といった諸規定を持っています。ただ、ここで言われる「市民」とは、「市民社会」論に言う「市民」ではなく、私たちがあがる地域で「戸籍」を獲得したことを示す記号にすぎない。同じ「市民」でも内容は全く別です。緒形 「市民」以外に「公民」という概念が憲法に明記されておりませぬ。

何 「公民」概念は本来なら、ギリシャのポリスに由来するものです。それはポリスの直接民主制から生まれた自由で独立した「個人」を意味している。だが中国には、そういった意味での「公民」はやはり存在していません。昨日テレビで見ていると、「消費者の権利」についての番組をやっていました。そこで話題になっていたほとんどは、悪質商品を買った人々の実に四〇%が、そのことに抗議しないとあったことでした。現在の中国で議論されるのは、こうした消費者の権

利なのですが、それは「公民権」のごく一部の権利であって、「公民権」そのものではないのです。消費者の権利は市場社会にとってなくてはならないものですが、それさえ今の中国では実現が難しいのです。これに対して、「公民権」には選挙権や被選挙権、参政権などの多様な諸権利が含まれなければならない。そういった権利が、今の中国のどこにあるのでしょうか。

私たちは現在、全国人民代表大会の代表を選ぶことができます。しかし、私人の経験では、私はこれまでそうした代表を自分で選んだことがないのです。なぜなら、すでに代表の名簿が準備されており、私はその代表が私を「代表」するに値するかどうかを理解しようもなく、その代表が誰なのかも全く分からず、その代表がしかじかの単位の誰それであるといった紹介文を見せられるだけだからです。あらかじめ指定された人をもう一度、選んだって始まらない。そう思って選挙に行かなくても、その代表は予定された通りに選ばれているでしょう。まっ

たく単純明瞭な「選挙」です。これが、現代中国における「公民権」の実態なのです。

もう一つ言いたいのは、全人代の代表をアメリカなどの地方の州議員と比較する人がいますが、もし私たちの代表がアメリカの州議員なのであれば、彼らには選挙資金が支給されていなければならない。だが事実は全くそうではない。私は実際に見たことがあるのですが、農村で村長を選ぶさいに、村長に立候補した人は自分の家族を動員して自分の票を集めようとしている。選挙資金がないからです。幸いなことに、今や大部分の農村では、こうして集めた票が圧倒的な多数を占めることはなくなりました。これは、農村における種の権利意識の覚醒と言ってよい。しかし、こうした農村はまだ主流を占めるにはいたっていません。中国が「市民社会」論者の言うような公共空間を創設できるまでには、まだ非常に長い道のりを歩まなければならないでしょう。

民衆動員という 反腐敗運動について

緒形 この百年にわたる現代化の過程で、現代化に伴うさまざまな歪みを正すために、中国は民衆を動員して、民衆による自己点検と自己批判を行う「整風」という方法を開拓してきました。あなたの書物でも、現在の汚職と腐敗を撤廃する方法として、十四期六中全会が提出した「精神文明決議」を高く評価されている。ところで、社会主義精神文明の建設キャンペーンは一九八一年の「整風」の提唱以来、数々の極左的な行き過ぎを生みました。そもそも毛沢東が一九四二年に延安政権において「整風」運動を提唱して以来、そうした行き過ぎの風潮は腐敗撤廃の運動につきものでした。民衆を批判に動員するという「整風」の方法を根本的に見直す時期にきているではありませんか。

何 民衆を動員する方法によって腐敗を

撤廃してゆく方向に賛意を示した下りは、私の書物の香港版にはありません。中国大陸での出版には、そうした文言が必要とされるのです。腐敗撤廃のキャンペーンを「整風」という民衆動員の方法によって行っても全く効果はないというのが、私の本意です。むしろ、中国はより健全な制度を樹立すべきです。なぜなら、中国の腐敗は制度的な腐敗がまずあって、それが社会的な腐敗へと蔓延していったものだからです。ですから、これらの腐敗を解決しようと思えば、どうしても腐敗が生まれた根源にメスを入れねばならない。

民衆を動員して大檢舉を行い、大批判大会を開き、自分たちの単位の指導者が腐敗していると告発しても、こうした運動は事後的な防衛にすぎないのです。中国が改革開放以来行ってきた「精神文明」建設という名の二十年にわたる反腐敗の運動はまるで戦争と同じでした。始まった途端に「全面進攻」まで行き着き、極左の結果を生む。それを後で「局部防衛」へと軌道修正して「重点防衛」で終わ

る。

広東や沿海開放地区での反腐敗運動が、今や軍隊と司法機関の腐敗反対というキャンペーンに変化したのは、まさにこうした観点に基づいています。しかし、これではますます勢いを増す腐敗の前で敵前逃亡するのと同じです。「整風」という毛沢東以来の伝統的なやり方はまったく効果がないばかりか、とてもコストの高くつくものなのです。五十万円の汚職事件の摘発と解決に、百万元の元手がかかるとしたら、どうでしょうか。でも、これが中国の反腐敗運動の現実なので

です。ですから私はもう一度、反腐敗の策略自体を変えることを提案します。問題の根源は体制にあります。体制の最高指導層がみずからの体制に問題があると自覚することが、今後の中国の政治体制改革の第一歩となるでしょう。それは、今から百年前の戊戌変法で果たしえなかった課題を、私たちが二十一世紀に向けてもう一度、取り上げることなのです。縮形 北京への出張の最中、貴重な時間

を割いていただいて大変有意義なお話を承ることができました。今後ともラディカルな視点から中国のメディアに向けて鋭い問題提起を行い、私どもを啓発して頂ければと思います。今後のご活躍をお祈りいたしまして、対談を終えさせていただきます。ありがとうございます。

(一九九八年八月八日)

注

① 内向化 最近の中国大陸の論壇では、中国農村の巨大な変化を「内向化」というコンセプトで分析する見方が注目を集めている。八〇年代の農村は、革命revolution→進化evolution→内向化involutionという三つの段階を辿ったというのである。

「内向化」involution というコンセプトを初めて提出したのはクリフフォード・ギアーツで、一九六三年に出版された彼の「農業の内向化」が、そのコンセプトを系統的に説明している。ギアーツは、ジャワの農村調査を行う中でこのコンセプトを見いだした。

資本集約的で、かつ労働集約的なジャワ農村では、技術化や工業化といった要因が伝統的な農業経済を転換することは

むしろまれて、それら外部の要因は、調整、吸収、受容といった過程を経て伝統的な農業生産方式の内部に「内向化」される。これがギアーツの観点であった。

中国農村について言えば、そうした「内向化」は次の三つの側面に顕著である。すなわち、①資源欠乏、低技術、労働集約型の鄉村における、宗法組織を始めとする過去の資源分配方法の復活。②国家の政治体制による伝統的な文化資本の利用。腐敗現象がその代表例である。③郷鎮の農民が伝統的な文化資源を活用して新しいシステムを構築している事態。

〈2〉私有財産の神聖不可侵権¹¹十五回党大会で事実上認められた私有経済のさらなる発展のために、社会主義公有制を柱とする現行憲法の改正が不可欠であることは、党と政府の指導者たちの共通認識であった。

実際、一九九八年三月に開催された第九回全国人民代表大会第一回会議の準備段階では、憲法改正が議題に取り上げられ、①中国が「長期にわたって」社会主義初級段階にあること、②依法治国の原則、③株式制の改革、④私有財産の保護の四点を盛り込む改正案が提出された。しかし、失業問題が深刻化する情勢下、保守派の攻撃を避ける意味もあり、憲法改正は先送りされた。

一九九年に入ると、三月に開催予定の第九回全人代第二回会議に向けて、憲法改正の議論が再び活発化している。中共中央は一月二十二日に憲法改正内容についての「建議」を発表、現行憲法の序言と条文に対して合計六か所の改正案を提示した。中国のメディアでは今、改憲が最もホットな話題だ。

もともと、党中央の「建議」には、私有財産の保護という改正条文は含まれておらず、「国家は個人経済、私营経済の合法的権利と利益を保護する」という表現にとどまっている。私有財産の保護を憲法に明記すれば、資本主義国家との根本的区別が曖昧になるという強硬な反対があり、こうした表現に抑えられたと聞く。

ただ「建議」のような控えめな表現であったとしても、私营企業家は今後、国家機構や国营企業を隠れ蓑にすることなく、私营企業家の身分のまま堂々と経済活動に従事することが可能になる。それは中国社会の構造的変化を決定的に加速するだろう。

〈3〉「超経済的な利潤」を得る活動¹²中国語原文は「尋租活動」。現代中国の「権力経済」「経済犯罪」を研究する上で、理論枠組で、中国の経済界で今、最も注目を集めるもの。「租」とは「租金」(賃

借料)のことで、直接の経済行為以外の場面で得られる利潤を指す。

「尋租活動」とは、政府を通じて収入と財産の分配を操作し、法律に規定する権利を変えて個人や集団の利益を実現しようとする行為である。その活動対象は、主に政府の役人や国有資産であり、合法的あるいは非合法の手段によって「超経済的な利潤」を独占することを目標とするため、必然的に権力との癒着や腐敗現象を生ずる。こうした活動は、資源を消耗するばかりで何ら社会的な富を形成することはなく、特定の企業の利益は生むが、社会の財を創造する経済活動とは結びつかない。

「尋租活動」は事前のものとな事後のものがあり、事前のものは各利益集団が資源を動員して自己に有利な政策決定を誘導する行為であり、事後のものとは各利益集団が政策の間隙をぬって超経済的な利益を追求する行為である。中国の現状では、事後の「尋租活動」が圧倒的に多い。

〈4〉蘇南モデル¹³取車モデルが一郷のもの、温州モデルが一市のもの、阜陽モデルと晋江モデルが一地域のものとするれば、蘇南モデルは蘇州、無錫、常州の三市とその所屬県という、より広範囲に普及した新しい経済発展モデルである。そ

これは、集体経済を主とし、郷鎮企業を中心とする、広域にわたる経済連合を実現し、農業、工業、副業の三つのバランス良い成長をもたらした。

蘇南モデルを生んだ江南の農村地域は、近代以前から労働集約型の農業によって比較的、高度な経済発展を遂げ、相対的に自立した社会を形成してきた。そうした基盤のうえに「工業化の組織モデル」として開花したのがこの蘇南モデルであった。

⑤ 禹作敏Ⅱ八〇年代中期以来、天津市静海県蔡公莊大邱莊村は、郷鎮企業によって急速に発展し「中国第一村」と称された。禹作敏は、大邱莊の村営の企業集団総公司代表取締役、党委員会書記として、大邱莊の経済発展に多大の貢献を果たし、「全国優秀農民企業家十氏」の一人に選出された「明星人物」だった。

この禹作敏が隠匿罪、公務執行妨害、贈賄罪、不法拘禁罪、不法監視罪によって、天津市中級法院一審で懲役二十年、政治権利二年剥奪という刑を宣告されたのは一九九三年八月二十七日のことである。改革開放の象徴的存在ともいえる禹作敏の転落は中国全土に大きな衝撃を与えた。

事件は一九九二年十一月、華大集団公司総経理の李鳳政が病没した後、禹作敏

が同公司を閉鎖し、所属企業を万全、津海、津美、堯舜の四つの集団公司の管理に接収、華大公司の大々的な調査整理に乗り出したことに端を発する。

この調査の過程で、禹作敏はもと華大集団公司の労働者である田宜正、侯洪浜、宋宝などを不法に拘禁し、侮辱殴打した。そして、ついに殺人事件が起こった。

一九九二年十二月十三日、もと華大公司の養殖場労働者である危福明が劉雲章ら十八人によって殴打殺害されたのである。事件発生後、禹作敏は四名の重大犯人の隠匿と逃亡を助け、公安、檢察、警察による事態の真相究明を妨害し、息子禹紹政とともに某機関の幹部に数万円の賄賂を贈った。

末端組織の党委員会書記として、行政組織権力を利用しながら郷鎮企業の経営に成功した地方の権力者が、他ならぬその行政権力を濫用して自滅した典型的なケースと言える。

⑥ 農村問題の無限に多様な生態と共通性Ⅱ改革開放以来、中国農村の旧来の基層組織は解体に向かい、「非組織化」の過程を開始したが、各農村の歴史文化の蓄積の違いから、その「非組織化」の過程も一様ではない。「現代化の陥穽」は、中国農村の多様な生態を「非組織化」というコンセプトにまとめ、その発展パタ

ーンを大きく三つの類型に整理した(二八二頁)。

① 「低工業化、低集団化」地域……中部地域と安徽、広西がこのパターンに属する。農業人口が絶対的多数を占めるが、生産請負責任制の実施以来、旧来の基層組織は資源に対する独占と分配権を喪失し、代わって伝統的な家族・宗法組織が復活して、資源に対する新しい支配権を確立した。

② 「高工業化、低集団化」地域……東南沿海地域がこのパターンに属し、大陸の経済学者が「工業化の市場モデル」と分類するものである。社团組織と宗法組織がともに発達しているが、園林協会、建築協会、家畜協会、果物業会といった社团組織の力が強く、それらは鄉村の商品化と市場化を推進するにあたって大きな役割を果たしている。

③ 「高工業化、高集団化」地域……蘇南地域(注へ4参照)と北京・天津地域がこのパターンに属し、大陸の経済学者が「工業化の組織モデル」と分類するものである。改革開放以前の基層権力であった郷鎮政府が市場経済という新しい情勢のもとで、自己に固有の組織機能を發揮し、行政という組織手段によって郷鎮企業を経営することに成功した。華西村、大邱莊(注へ5)参

照)、賣店などがその代表例である。経済組織と行政組織が不可分に結びつき、経済組織のリーダーと行政組織のリーダーが同一であることが多い。政府の利益を直接に脅かす大邱荘の禹作敏の事例はむしろ例外的で、政府内で重要な役職に付き、政治と経済の実務を担当しながら、統治権力内部での利益分配を目指すのが一般である。

⑦ 焦点訪談Ⅱ中央電視台第一チャンネルが一九九四年四月一日に放映を開始した超人気番組。九六年と九七年の二度にわたって「中央主要新聞單位名牌欄目」の称号を得た。

毎日、午後の「新聞聯播」が終了した七時三十分から十三分間、放映される。視聴率は「新聞聯播」の四五%を上回る四五―四九%。もちろん、中国の番組中、最高の視聴率だ。中国のテレビ人口は約六億と言われるから、三億の民衆が毎日、この番組を見ていることになる。

中国社会で起こった多くの問題を、関係者、政府責任者、専門家など多方面からのインタビューを中心に分析する。基層組織の幹部の腐敗、汚職というテーマが中心をしめる。中共中央は近年、メディアによる「世論監督」を腐敗撤廃の重要な道具とする政策を打ち出しており、「焦点訪談」はこの政策を推進するうえ

でますます重要な位置を占めるにいたっている。

江沢民や朱鎔基といった党と国家の最高指導者も、この番組に注目している。有名な例では、九四年六月十九日に放映された「沈重的棉花」が挙げられる。ここでは、河南省蘭考県の棉花混ぜ物事件が取り上げられ、棉花市場の現状と、棉花に混ぜ物を加えるという深刻な事態が報道された。朱鎔基は放映が終わるや、直ちに棉花市場を整頓する重要指示を出したと言われる。その政策は、彼が後年行うことになる食糧流通問題処理案の原型をなすものであった。

⑧ 司法と軍隊を反腐敗の対象とするⅡ党中央と國務院は一九九八年七月十三日から十五日にかけて、全国密輸撲滅會議を開き、人民解放軍、武装警察、政法機關の三つが商業活動を行うことを全面的に禁止した。七月二十一日から始まった人民解放軍総參謀部、總政治部、總後勤部、總裝備部の四總部共同會議も、中央の方針を確認。中央紀律委員会と政法委員會も七月二十八日、その方針を貫徹する旨を宣言し、八月一日の建軍記念日を機に、全国レベルの密輸撲滅キャンペーンが始まった。

実は人民解放軍に本格的な商業活動の権限を与えたのは、他ならぬ江沢民指導

部であった。社会主義市場経済を立ち上げたばかりの一九九三年一月、市場経済に対する軍隊の支持を得るために、党中央軍事委員会は人民解放軍のビジネスへの本格的着手を承認し、軍隊が市場経済の利益を合法的に得られるようにした。こうして、すでに八〇年代から始まっていた軍隊による兵器売却は、不動産、製造業、サービス業など広範囲の商業活動に拡大する。高級幹部の子女(太子党)を中心とした深刻な汚職腐敗が蔓延するのは、これ以後であった。事態を重く見た党中央は、九三年七月に「軍における金融・経済活動管理の強化」という緊急通告を発し、軍の金融業従事と外国為替の投機活動を禁止しようとしたが、解放軍総部の一部に根強い反対があり、この措置は十分な効果を挙げることはできなかった。

今回が九三年と違うのは、党中央、國務院、解放軍四總部、中央紀律委員会、政法委員会といった主要部門が全て足並みを揃えていることであり、密輸の撲滅にはかなりの成果が期待できるものと思われる。